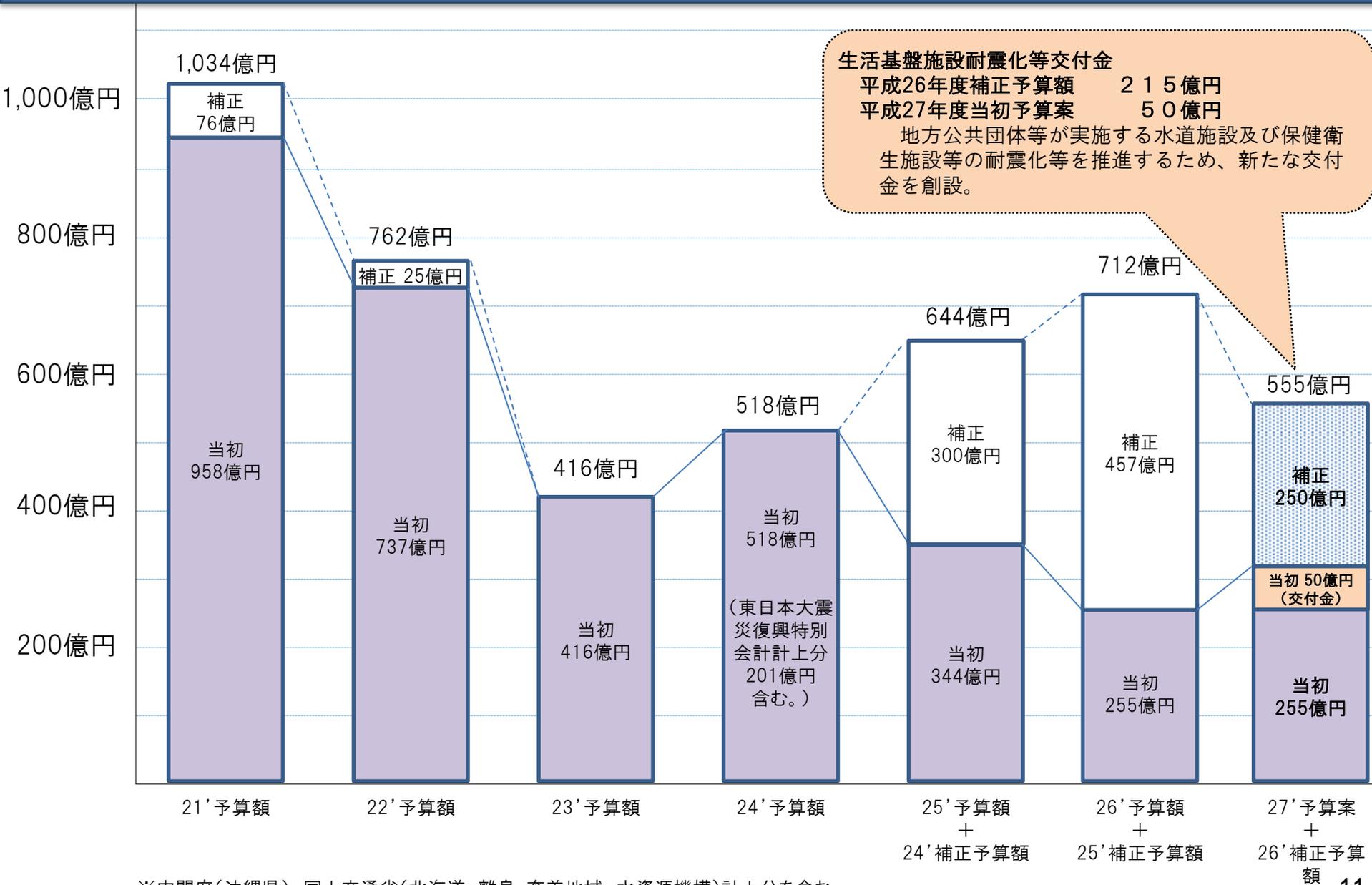


水道施設整備費 年度別予算額推移

(平成21年度から平成27年度)



※内閣府(沖縄県)、国土交通省(北海道、離島・奄美地域、水資源機構)計上分を含む。

生活基盤施設耐震化等交付金の創設について

背景

水道は、災害時においても安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであり、保健衛生施設等についても、疾病の予防・治療等の拠点となる重要な施設であることから、地域住民の社会生活基盤として、災害時においても機能を維持する必要がある。

概要

- ◇ 地方公共団体等（都道府県、市町村、一部事務組合等）が整備を行う、水道施設及び保健衛生施設等の耐震化等を推進するため、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる交付金を創設。
- ◇ 都道府県が取りまとめた水道施設及び保健衛生施設等の耐震化等に関する事業計画※に基づき、耐震化事業や運営基盤強化事業等を一体的に支援。

ポイント

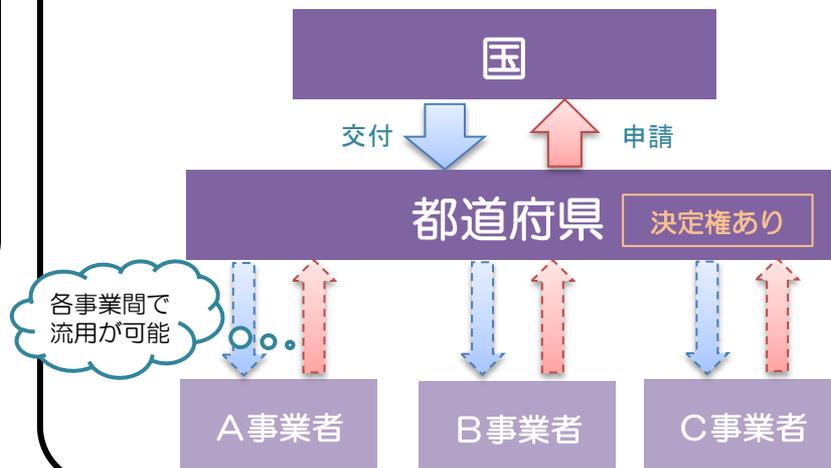
- ◇ 都道府県の裁量により、都道府県内の市町村間での流用が可能となり、各事業の進捗状況等により、柔軟かつ効率的な事業実施が可能
- ◇ 地方公共団体による自由度を高め、より都道府県のリーダーシップの発揮が可能
- ◇ 今まで事業者毎に進めてきた耐震化及び広域化等について、一体的に進めていくことで、計画的かつ効率的な建設投資が可能

※生活基盤施設耐震化等事業計画

- おおむね5年間で実現しようとする目標、事業等を記載
- 事前評価、中間評価（必要に応じて）、事後評価の実施及び公表

スキーム

- ◇ 国は、都道府県の事業計画に対し、交付金を交付
- ◇ 都道府県は、交付された交付金を各事業者に配分



生活基盤施設耐震化等交付金 交付対象事業について

現行制度

水道施設整備費補助

○簡易水道等施設整備費補助

- ・水道未普及地解消事業
- ・簡易水道再編推進事業
- ・生活基盤近代化事業
- ・閉山炭鉱水道施設整備事業

○水道水源開発等施設整備費補助

- ・水道水源開発施設整備費
- ・水道広域化施設整備費
- ・高度浄水施設等整備費
- ・水道水源自動監視施設等整備費
- ・ライフライン機能強化等事業費

○指導監督事務費

保健衛生施設等施設・設備整備費補助

一部

一部

新規制度

生活基盤施設耐震化等交付金（新設分）

○官民連携等基盤強化推進事業

官民連携の導入に向けた調査、計画等

交付期限
平成35年度

（新規採択：計画策定・着工）

○水道事業運営基盤強化推進事業

水道事業の広域化に資する施設整備

交付期限
平成41年度

○水道施設等耐震化事業

水道施設及び保健衛生施設等の耐震化に要する施設整備

○指導監督交付金（都道府県分）

水道施設整備費補助（既存分）

○簡易水道等施設整備費補助

- ・水道未普及地解消事業
- ・簡易水道再編推進事業
- ・生活基盤近代化事業
- ・閉山炭鉱水道施設整備事業

○水道水源開発等施設整備費補助

- ・水道水源開発施設整備費
- ・高度浄水施設等整備費

○指導監督事務費（都道府県分）

保健衛生施設等施設・設備整備費補助（既存分）

生活基盤施設耐震化等交付金の主な事務について

厚生労働省

都道府県

水道事業者等



地方分権改革における水道法における水道事業等の認可権限移譲

1 権限移譲の方針

広島県、中国知事会等7団体から、都道府県がイニシアティブをとって広域化等を推進するため、水道事業の認可に関する国の権限を都道府県へ移譲する提案が寄せられ、分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において対応方針を検討し、平成27年1月30日に対応方針を閣議決定したところ。

○対応方針

広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完結する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。

なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。

※意欲的な都道府県に対して水道事業の認可権限を移譲することで、老朽化施設の更新・耐震化、広域化の推進等による水道事業の基盤強化について都道府県の主導権発揮を促し、持続可能な水道事業運営の推進を図る。

2 基盤強化に関する計画策定について

都道府県が主体となって、**水道事業の広域化**、**施設の計画的更新・耐震化**、**水質管理の強化**といった重要施策を推進するために、これらの施策を含めた都道府県による水道事業基盤強化計画の策定を権限委譲の前提条件とする。

3 手挙げ方式による権限移譲について

各都道府県における、重要施策の推進体制及び水道事業等の監視体制にはばらつきがあるといった課題もあるため、業務の監視体制や広域化等を推進する取組に関する一定の条件を満たし、権限の移譲を希望する都道府県に対して、**手挙げ方式による権限移譲**を行うこととする。

水道法第46条の都道府県への権限移譲規定を根拠にして、水道事業等の認可等の権限について、厚生労働大臣が指定する都道府県が行うことにする規定を設けることとする。

4 今後の進め方について

対応方針の閣議決定を踏まえ、地方分権改革に関する制度改正と併せて所要の改正を行い、施行の準備を行う。

権限移譲を認める一定の条件(水道事業基盤強化計画に定めるべき事項、都道府県の監視体制等)について具体化する検討を行う。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(抜粋)

平成27年1月30日(閣議決定)

1 基本的考え方

地方分権改革については、4次にわたる地方分権一括法等により、地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討を行い、地方公共団体への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進めてきた。新たな局面を迎える地方分権改革においては、このような成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した(「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定))。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、農地・農村部会等で議論を重ねてきた。今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(7)水道法(昭32 法177)

以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完結する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。

なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・水道事業の認可(6条1項)・水道事業の認可に係る附款(9条1項)・水道事業の変更に係る認可、附款及び届出(10条1項から3項(2項において準用する9条1項を含む。))・水道事業の休止又は廃止に係る許可及び届出(11条)・水道用水供給事業の休止又は廃止に係る許可及び届出(31条において準用する11条)・水道事業に係る給水開始前の届出(13条1項)・水道用水供給事業に係る給水開始前の届出(31条において準用する13条1項)・水道事業に係る料金変更の届出及び供給条件の変更の認可(14条5項及び6項)・水道事業に係る業務委託の届出(24条の3第2項)・水道用水供給事業に係る業務委託の届出(31条において準用する24条の3第2項) | <ul style="list-style-type: none">・水道用水供給事業の認可(26条)・水道用水供給事業の認可に係る附款(29条1項)・水道用水供給事業の変更に係る認可、附款及び届出(30条1項から3項(2項において準用する29条1項を含む。))・水道事業及び水道用水供給事業に係る認可の取消し(35条)・水道事業及び水道用水供給事業に係る改善の指示等(36条1項及び2項)・水道事業及び水道用水供給事業に係る給水停止命令(37条)・水道事業に係る供給条件の変更の認可の申請命令(38条)・水道事業及び水道用水供給事業に係る報告徴収及び立入検査(39条1項)・二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化の勧告(当該水道事業者又は水道用水供給事業者に係る管轄都道府県知事が二以上である場合を除く。)(41条)・水道事業に係る地方公共団体(都道府県が当事者である場合を除く。)による買収の認可及び裁定(42条1項及び3項) |
|--|--|

管路の老朽化の現状と課題

- 水道管路は、法定耐用年数が40年であり、高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、**管路の経年化率（老朽化）**は、ますます上昇すると見込まれる。

管路経年化率(%)

$$\frac{\text{法定耐用年数を超えた管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$$

○年々、経年化率が上昇。
→ **老朽化が進行**



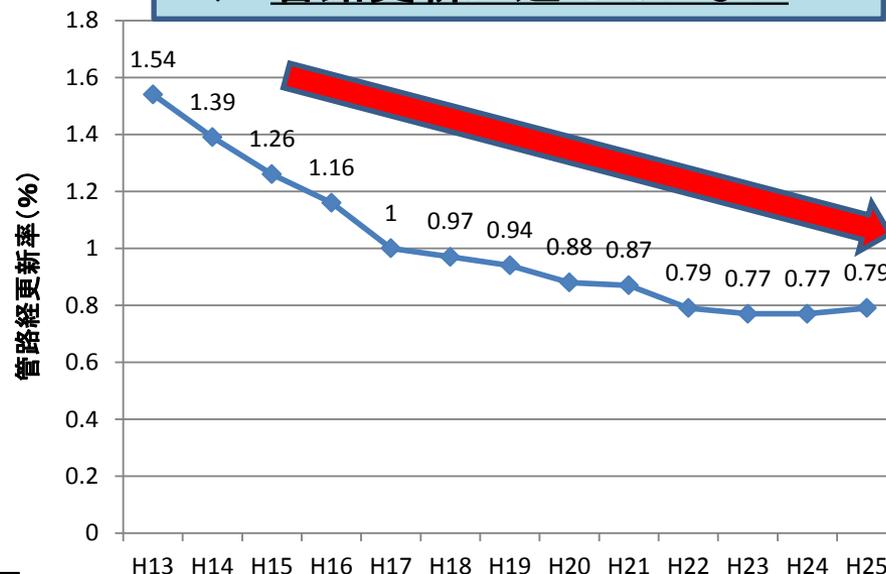
管路事故が年間約
2万7千件も発生

H25年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路更新率	0.86%	0.64%	0.79%
管路経年化率	12.0%	7.2%	10.5%

管路更新率(%)

$$\frac{\text{更新された管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$$

○年々、更新率が低下し、近年は横ばい。
→ **管路更新が進んでいない**

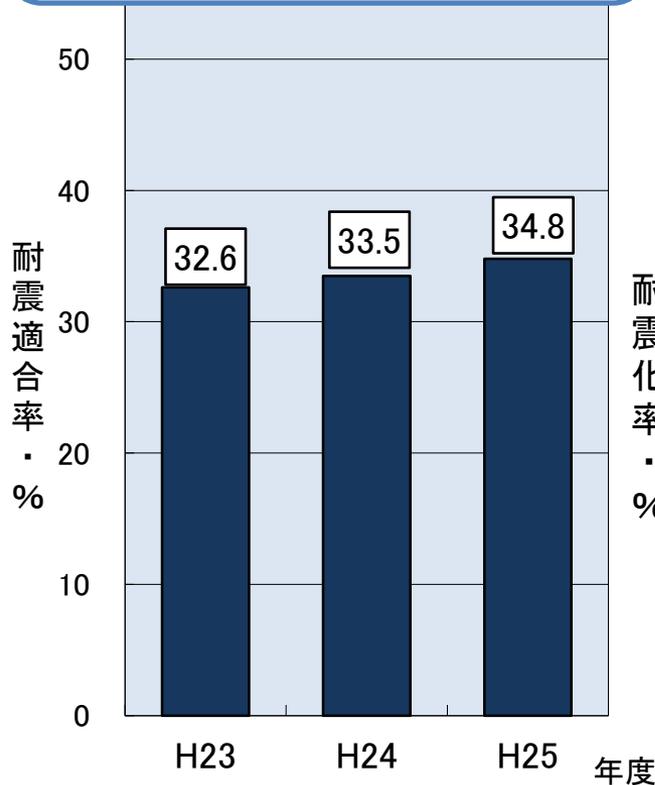


○H25年度の管路更新率0.79%から単純に計算すると、全ての**管路を更新するのに約130年かかると想定**される。

水道施設における耐震化の状況（平成25年度末）

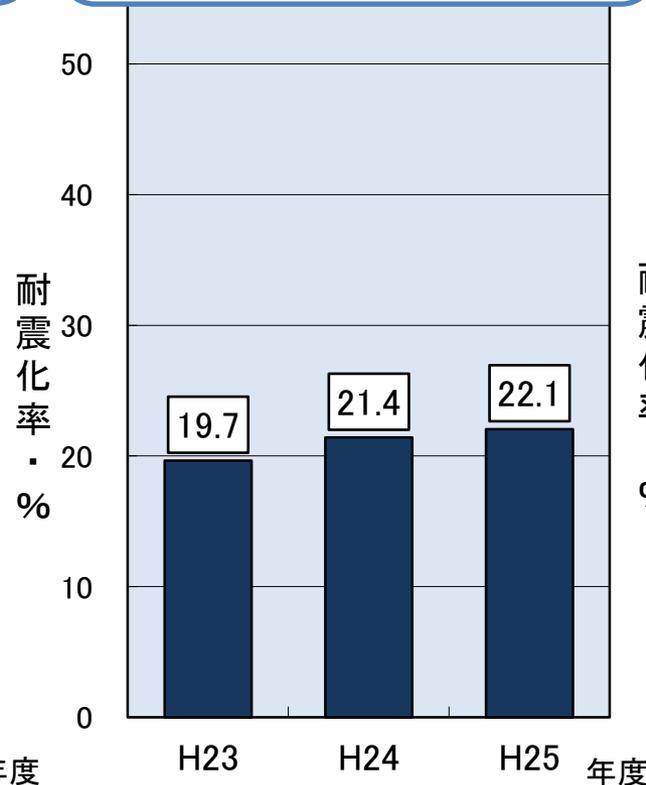
基幹管路

- ▶ 平成24年度から1.3ポイント上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- ▶ 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。



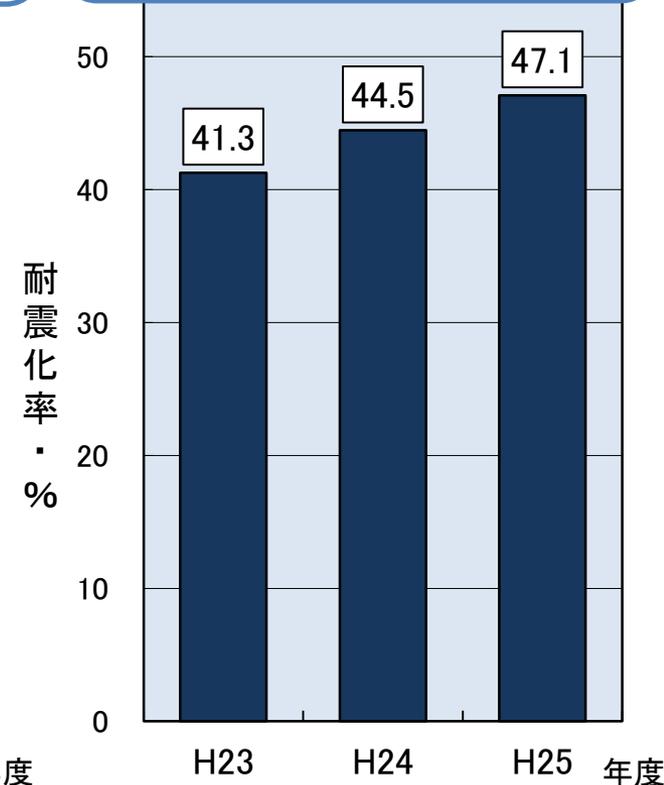
浄水施設

- ▶ 施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多く、基幹管路と比べても耐震化が進んでいない。



配水池

- ▶ 単独での改修が比較的行いやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。



感染症対策について

健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年11月21日法律第115号)

背景

鳥インフルエンザ（H7N9）について、政令での暫定的な指定感染症への指定を早期に法律で措置するとともに、デング熱など昨今の感染症の発生状況等を踏まえ、感染症に対応する体制を一層強化することが必要。

概要

1. 新たな感染症の二類感染症への追加

- 政令により暫定的に二類感染症として扱われていた鳥インフルエンザ（H7N9）及び中東呼吸器症候群（MERS）について、二類感染症に位置付ける。

2. 感染症に関する情報の収集体制の強化

- 知事（緊急時は厚労大臣）は、全ての感染症の患者等に対し検体の採取等に応じること、また、医療機関等に対し保有する検体を提出すること等を要請できる旨の規定を整備。
 - ※ 上記によっては対応できない場合、知事（緊急時は厚労大臣）は、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等から検体の採取等の措置をとることができる旨の規定を整備。
 - ※ 検体検査の質の向上を図るため、知事が入手した検体について、知事による検査の実施、検査基準の策定、厚労大臣から知事に対する提出の要請を規定。
 - ※ 一部の五類感染症について情報の収集体制を強化。（侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんの届出方法の変更、季節性インフルエンザの検体の指定提出機関制度を創設）

(*) その他

- ・ 三種病原体等として管理規制（所持の届出等）が行われる結核菌の範囲を限定。
- ・ 保健所による結核患者に対する直接服薬確認指導について、医療機関等と連携して実施するための規定を整備。

施行期日

1. はH27年1月21日、2. は平成28年4月1日、（その他の規定は平成27年5月21日等）

感染症法の対象となる感染症

2015年1月21日現在

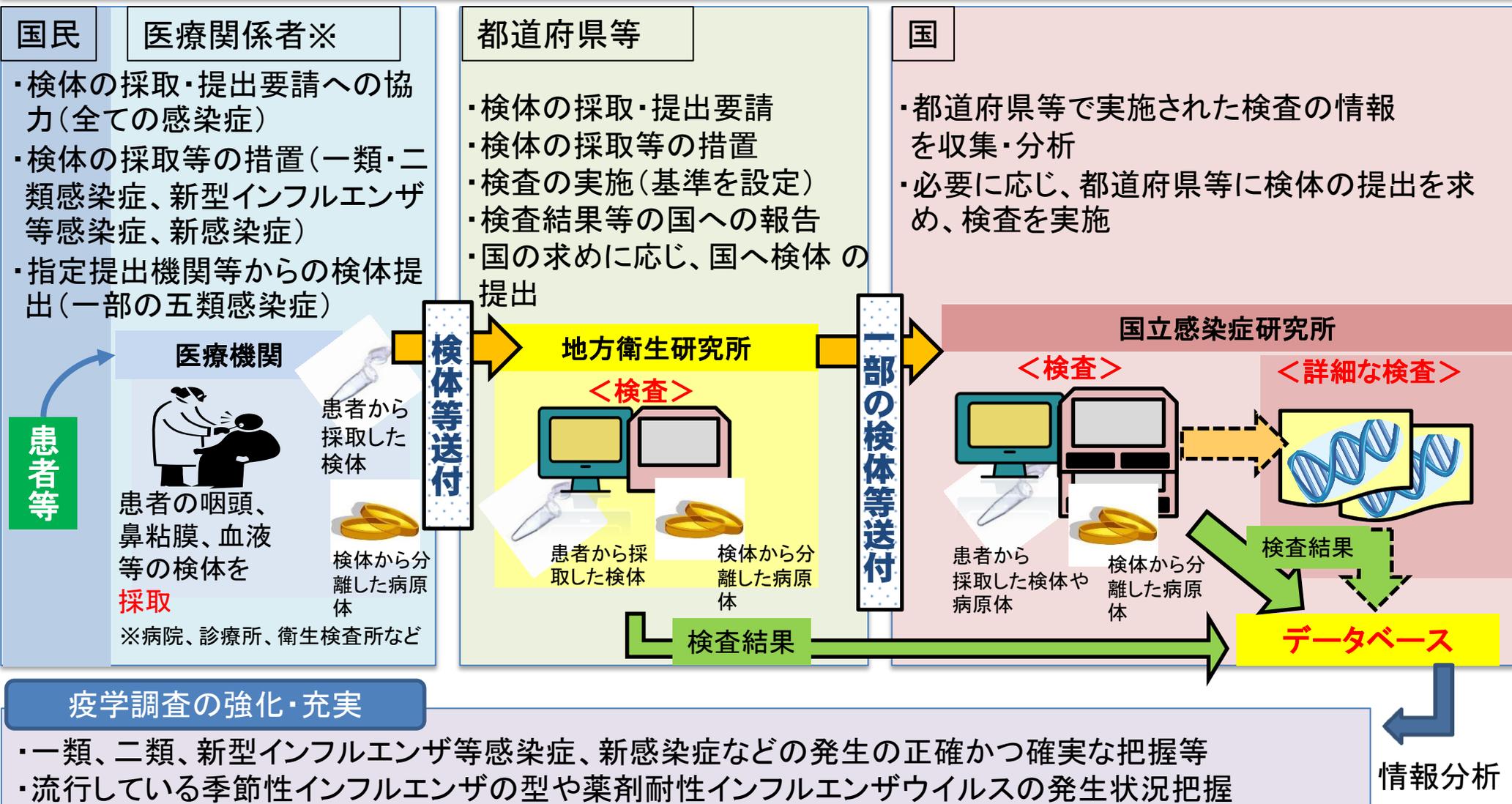
感染症類型	感染症の疾病名等
一類感染症	【法】 エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 南米出血熱, ペスト, マールブルグ病, ラッサ熱
二類感染症	【法】 急性灰白髄炎, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。), 結核, 中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る。), 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。以下「特定鳥インフルエンザ」という。)
三類感染症	【法】 腸管出血性大腸菌感染症, コレラ, 細菌性赤痢, 腸チフス, パラチフス
四類感染症	【法】 E型肝炎, A型肝炎, 黄熱, Q熱, 狂犬病, 炭疽, 鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。), ボツリヌス症, マラリア, 野兔病 【政令】 ウエストナイル熱, エキノコックス症, オウム病, オムスク出血熱, 回帰熱, キャサヌル森林病, コクシジオイデス症, サル痘, 重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。), 腎症候性出血熱, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, チクングニア熱, つつが虫病, デング熱, 東部ウマ脳炎, ニパウイルス感染症, 日本紅斑熱, 日本脳炎, ハンタウイルス肺症候群, Bウイルス病, 鼻疽, ブルセラ症, ベネズエラウマ脳炎, ヘンドラウイルス感染症, 発しんチフス, ライム病, リッサウイルス感染症, リフトバレー熱, 類鼻疽, レジオネラ症, レプトスピラ症, ロッキー山紅斑熱
五類感染症	【法】 インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。), ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。), クリプトスポリジウム症, 後天性免疫不全症候群, 性器クラミジア感染症, 梅毒, 麻しん, メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 【省令】 アメーバ赤痢, RSウイルス感染症, 咽頭結膜熱, A群溶血性レンサ球菌咽頭炎, カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症, 感染性胃腸炎, 急性出血性結膜炎, 急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。), クラミジア肺炎(オウム病を除く。), クロイツフェルト・ヤコブ病, 劇症型溶血性レンサ球菌感染症, 細菌性髄膜炎, ジアルジア症, 侵襲性インフルエンザ菌感染症, 侵襲性髄膜炎菌感染症, 侵襲性肺炎球菌感染症, 水痘, 性器ヘルペスウイルス感染症, 尖圭コンジローマ, 先天性風しん症候群, 手足口病, 伝染性紅斑, 突発性発しん, 播種性クリプトコックス症, 破傷風, バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症, バンコマイシン耐性腸球菌感染症, 百日咳, 風しん, ペニシリン耐性肺炎球菌感染症, ヘルパンギーナ, マイコプラズマ肺炎, 無菌性髄膜炎, 薬剤耐性アシネトバクター感染症, 薬剤耐性緑膿菌感染症, 流行性角結膜炎, 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ), 淋菌感染症
指定感染症	【政令】 (現在は該当なし) ※政令で指定。1年で失効するが、1回に限り延長可。
新感染症	(現在は該当なし)
新型インフルエンザ等感染症	【法】 新型インフルエンザ, 再興型インフルエンザ

感染症に対する主な措置等

措置内容	医師から保健所への届出	病原体を媒介するねずみ、昆虫等の駆除 汚染された場所の消毒	就業制限 健康診断受診の勧告・実施	入院の勧告・措置	検疫法に基づく隔離等
	感染症の発生の原因等の調査				建物の立入制限・封鎖 交通の制限
一類感染症 エボラ出血熱、ペスト、 ラッサ熱 等					
二類感染症 結核、SARS、鳥インフル エンザ(H5N1・H7N9) 等					
三類感染症 コレラ、細菌性赤痢、腸 チフス 等					
四類感染症 狂犬病、マラリア、デン グ熱 等					
五類感染症 インフルエンザ、性器ク ラミア感染症、梅毒 等					

注：新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザ等である「新型インフルエンザ等感染症」については、上記全ての措置を講じることができる。

感染症に関する情報の収集体制の強化



・円滑、迅速、正確に健康危機対応が可能
・国民への注意喚起・情報提供

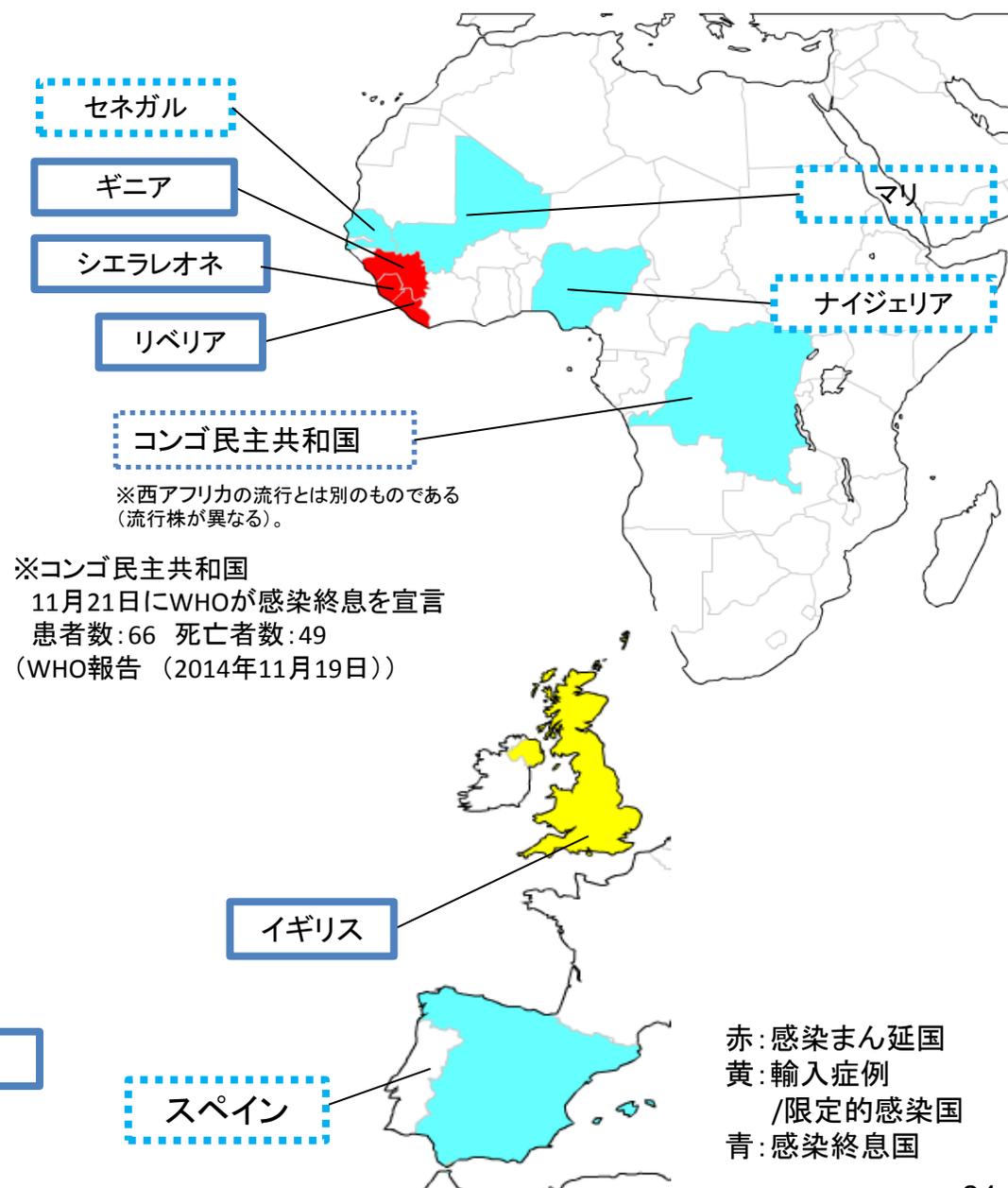
エボラ出血熱の患者数・死亡者数

エボラ出血熱の発生状況

(1月25日までの報告数(疑い例等含む)。

WHO報告(1月28日)。

広範囲かつ深刻な伝播が起きている国	患者数	死亡者数
ギニア	2,917	1,910
リベリア	8,622	3,686
シエラレオネ	10,518	3,199
初発例や限定的な感染が確認されている国	患者数	死亡者数
マリ	8	6
ナイジェリア	20	8
セネガル	1	0
スペイン	1	0
アメリカ	4	1
イギリス	1	0
合計	22,092	8,810



※10月17日にセネガル、10月19日にナイジェリア、12月2日にスペイン、1月18日にマリが感染終息。



赤: 感染まん延国
黄: 輸入症例 / 限定的感染国
青: 感染終息国